

## X Rビジネス創出推進事業 業務委託基本仕様書

### 1 事業目的

X Rプラットフォームの提供、提供するプラットフォームを用いたビジネス創出のための技術習得プログラムの実施及び幅広い年齢層が体験できるX Rユーザーケースの制作を通じて、デジタル人材の育成やデジタル関連産業の集積を図り、所得の高い仕事が増えることによる若者・女性の県内定着、県内産業の高付加価値化及び新たなビジネスの創出を推進する。

### 2 委託業務の内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託する。

#### (1) X Rプラットフォームを通じたサービス提供に関する業務

##### ① X Rプラットフォームの提供

以下の要件を満たすX Rプラットフォームを提供すること。

- ・ AR、MR、VR全てに対応すること。
- ・ コンテンツの制作、管理、配信の機能を有すること。
- ・ マルチデバイス（スマートフォン、HMD、PC等）に対応したコンテンツビューアー機能を有すること。
- ・ 誰もが無償でX R体験ができるオープン性を有すること。

##### ② X Rプラットフォームの操作マニュアルの作成・提供

提供X Rプラットフォームの操作マニュアル等を作成し、提供すること。

##### ③ X Rプラットフォームの保守・管理

提供X Rプラットフォームの保守・管理は受注者で行うこと。

##### ④ X Rプラットフォームのアカウントの提供

提供X Rプラットフォームを用いて、下記（2）及び（3）の業務を行うにあたり、複数のコンテンツの開発・公開・限定公開・端末ログの集計等を行う機能を有するアカウントを提供すること。

#### (2) X Rプラットフォームを活用したビジネス創出に結びつく技術習得プログラム実施に関する業務

下記に定める教育サービスを提供すること。

- ① 受講者は、県内の大学生や専門学生、社会人を対象とすること。
- ② 提供X Rプラットフォームを活用し、受講者がX R表現を行うスキルやノウハウを学ぶことができる場とすること。
- ③ 複数回のX Rコンテンツの企画、制作のスキルトランスファー、及び教育サービス内で成果物を制作し、発表を行う場を提供すること。なお、教育サービス

の回数や提供形態は協議のうえ、決定する。

- ④ 受講者数は40名以上とすること。
- ⑤ 提供XRプラットフォームを活用した教育サービスとするため、当該XRプラットフォーム提供企業に所属する人員を講師に含めること。
- ⑥ 使用機器は受託者側で準備すること。
- ⑦ 受講者の募集は県と連携して実施すること。

(3) XRプラットフォームを活用したユースケースの開発に関する業務  
下記に定めるユースケースを開発すること。

- ① 県内の幅広い年齢層がXRを体験できる内容とすること。
- ② 提供XRプラットフォーム上で展開するXRコンテンツとすること。
- ③ コンテンツの実装範囲については別途協議のうえ決定すること。
- ④ コンテンツのリリース想定回数は2回程度とすること。
- ⑤ 製作したコンテンツの体験会などを通じて、多くの方に体験してもらう機会を設けること。
- ⑥ 提供XRプラットフォームを活用したユースケースとするため、当該プラットフォーム提供企業に所属する人員を開発業務に含めること。

(4) 将来ビジョン等の策定に関する業務

県内でXR技術を活用した新規事業創造や若年層の定着を目指した将来ビジョンや中長期戦略および次年度以降の具体的な取組みロードマップを県の担当者とともに令和6年9月末までに策定すること。

(5) 委託業務のプロジェクト推進等に関する業務

下記に定めるプロジェクト推進等に関する業務を行うこと。

- ① プロジェクト定例会を開催し、進捗報告を行うこと。併せて議事録等を作成し、提出すること。
- ② 山形県が取り組む広報活動に使用する広報用の動画や画像の制作を行うこと。
- ③ プロジェクト内容を周知することを目的したホームページを作成すること

(6) その他

県が実施するXRビジネス創出関連事業との連携のもと、委託業務を実施すること

### 3 KPIの設定

(1) 業務遂行にあたり、下記から2つから3つの項目を選択し、数値目標を設定すること。

- (2) 設定にあたっての目標値は3か年のものとし、3年後にその目標値をクリアするためのロードマップ案及び1年ごとの目標値も設定・提案すること。
- (3) 下記項目以外のK P Iの提案がある場合は、提案項目に係る数値目標について3(1)のとおり設定すること。
- (4) K P Iは(1)と(3)合わせて最大3項目とする。

#### 1 新規XRビジネスの数

- ・ 新たに立ち上げられるXR関連の企業やプロジェクトの数

#### 2 地域経済への貢献

- ・ 地域内の企業や観光業におけるXR技術の活用により得られる効果

#### 3 若者定着の向上

- ・ XR技術習得・ビジネス化支援のためのプログラム提供による若者の地元定着促進

#### 4 地域イベントや施設へのXR技術の導入

- ・ 地域イベントや観光施設にXR技術が導入される数や割合、地域の魅力向上や観光促進のためのXR技術の利活用

#### 5 地域内のXR関連人材の育成と就業数

- ・ XR関連のスキルや知識を持つ人材の増加と、その地域での就業者数の増加

#### 6 地域ブランド価値の向上

- ・ 地域の観光や文化の魅力をXR技術により強化

## 4 委託業務の対象経費

委託業務の対象経費は、以下の表に示す経費とする。

### (1) 人件費

報酬・給与、手当、福利厚生費（法定福利費、健康診断料及び福利環境整備費をいう。）

### (2) 運営費

謝金、旅費、借料・損料、通信運搬費、会議費、資料作成費、消耗品費、委託費、印刷製本費、雑役務費、資料購入費、広告料、通信回線使用料（インターネットプロバイダー契約料及び接続料を含む）、事務機器リース料等

## 5 成果品

### (1) XRプラットフォームの操作マニュアル

### (2) 開発したXRコンテンツデータ（XRプラットフォーム構築の際に得たデータを含む）

### (3) 報告書

## 6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (3) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任をもって対応するものとする。
- (4) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

## 7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。